

出張所化に関するご案内（Q&A）

Q 1. 出張所化とは、どういうことでしょうか。

出張所化とは、店舗の形態を従来の「支店」から「母店の出張所」に変更することであり、出張所化により母店と同一の店舗として運営することになります。
この度、「中央支店」を「まるせい営業部」（母店）の出張所とさせていただくことにより、店舗名称は、「中央支店」から「まるせい営業部中央出張所」に変更となります。
また、お客様の「中央支店」におけるお取引につきましては、「まるせい営業部」に引き継がせていただきます。
なお、「まるせい営業部中央出張所」となった後も、預金に関する窓口業務と現金自動預払い機（ATM）等のサービスは現状通り取扱いさせていただきますが、融資業務および営業担当者の活動拠点については、「まるせい営業部」に集約させていただきます。

Q 2. 引継ぎされる日はいつですか。

令和4年12月2日（金）の営業時間の終了をもって変更となります。

Q 3. 取引店はどこになりますか。

お客様のお取引店舗名（店舗番号）は、「まるせい営業部（101）」に変更となります。
【現在のお取引店舗】 中央支店 （店舗番号 102）
【新しいお取引店舗】 まるせい営業部 （店舗番号 101）

Q 4. 口座番号は変わりますか。

口座番号の変更はございません。ただし引継店（まるせい営業部）で既に同一の口座番号が存在する場合は変更となります。変更となる場合は、別途ご連絡させていただきます。

Q 5. 使用中の通帳、キャッシュカード（各種ローンカード含む）は今後も利用できますか。

そのままご利用いただけます。
なお、令和4年12月5日（月）以降、ご希望のお客様は新しいお取引店（まるせい営業部）の通帳・キャッシュカードに無料にて切り替えさせていただきます。
詳細につきましては、「中央支店」または「まるせい営業部」窓口へお問い合わせください。

Q 6. 手形や小切手はどうなりますか。

未使用の手形・小切手はそのままご使用できます。決済につきましても、振出日が出張所になる前、出張所となった後にかかわらず、これまでどおり決済させていただきます。

Q 7. 公共料金やクレジットカード等の口座振替はどうなりますか。何か手続きは必要ですか。

変更の手続きは原則、必要ございません。
電気・ガス・水道・電話・NHKなどの公共料金、その他（税金・保険料・クレジット等）の口座振替は、これまでどおりお引落しさせていただきます。
ただし、一部の口座振替につきましては変更手続きをお願いすることもございます。お手続きが必要な場合は、別途ご連絡させていただきます。

Q 8. 年金の振込口座として利用していますが、何か手続きは必要ですか。

公的年金（国民・厚生・船員・共済・労災）のお受取りにつきましては、お客様にお手続きいただく必要はございません。これまでと同様にお受取りいただけます。しかし、年金基金・企業年金・その他私的年金（保険会社等から振り込まれる年金）等のお受取りにつきましては、お客様による手続きが必要となる場合がございます。

（令和5年3月3日（金）まではご入金されますが、変更の手続きがされない場合、それ以降のご入金が出来なくなります。）

ただし、口座番号が変更になるお客様の場合には、別途ご案内をさせていただきます。

Q 9. 給与の振込口座として利用していますが、何か手続きは必要ですか。

お勤め先へのご連絡が必要となります。お手数ですが、令和4年12月3日（土）以降の給与振込につきましては、振込先支店名を「まるせい営業部（店舗番号 101）」に変更していただきますようご連絡をお願いいたします。

なお、お勤め先へ文書でのご連絡が必要な場合には、同封いたしました「振込先店舗名変更のお願い」をご利用ください。本書面は、「中央支店」「まるせい営業部」にも用意しておりますので窓口または訪問担当者にお申し出ください。



ご注意ください

「中央支店」へのお振込につきましては、令和5年3月3日（金）まではご入金されますが、変更のお手続きがされない場合は、それ以降のご入金ができなくなります。誠に恐れ入りますが、お早めにご連絡いただきますようお願い申し上げます。

Q10. 振込口座として利用しています。何か手続きは必要ですか。（売上代金・家賃・配当金等）

お取引先等（お客様の口座にお振込をされるご依頼人様）へのご連絡が必要となります。お手数ですが、令和4年12月3日（土）以降にお振込の手続きをされる場合には、振込先支店名を「まるせい営業部（店舗番号 101）」に変更していただきますようご連絡をお願いいたします。なお、お取引先等へ文書でのご連絡が必要な場合には、同封いたしました「振込先店舗名変更のお願い」をご利用ください。本書面は、「中央支店」「まるせい営業部」にも用意しておりますので窓口または訪問担当者にお申し出ください。



ご注意ください

「中央支店」へのお振込につきましては、令和5年3月3日（金）まではご入金されますが、変更のお手続きがされない場合は、それ以降のご入金ができなくなります。誠に恐れ入りますが、お早めにご連絡いただきますようお願い申し上げます。

Q11. 現在利用している振込カード（ICキャッシュカード含む）はそのまま使えますか。

そのままご利用いただけます。

ただし、「中央支店」を振込先とした振込カードはご利用いただけません。

お手数ですが、令和4年12月3日（土）以降のATMでのお振込の際に新しい振込カードを発行していただきますようお願いいたします。また、ICキャッシュカード内の振込情報につきましても、ATMにて当該振込情報の削除および再登録していただきますようお願いいたします。

Q12. 融資取引についてはどうなりますか。

「中央支店」の出張所化により、融資業務を母店の「まるせい営業部」に集約させていただきますが、これに伴うお客様のお手続き等はございません。ご返済につきましても、これまでどおりご指定の口座より引落しをさせていただきます。
なお、出張所化以降のご融資に関するご相談やお問い合わせにつきましては、「まるせい営業部」にお申し付けくださいますようお願いいたします。

Q13. 定期預金、定期積金などの証書はどうなりますか。

そのままお持ちください。

Q14. 債券、投資信託、保険商品、外貨預金契約はどうなりますか。何か手続きは必要ですか。

債券、投資信託、外貨預金契約につきましては、お客様による手続きは必要ありません。保険商品につきましては、店舗番号の変更に伴う口座振替の変更手続きが必要となりますが、当金庫にて手続きいたしますので、お客様による手続きは必要ありません。ただし、一部の保険商品につきましては、書類の提出が必要となりますので、その場合は別途ご連絡させていただきます。

Q15. ANSER, HB, FB, IBの契約はどうなりますか。何か手続きは必要ですか。

これまでどおりご利用いただけますが、一部口座データの変更手続きが必要となる場合がございます。手続きが必要となる場合は、別途ご連絡させていただきます。

Q16. 引継店舗を「まるせい営業部」ではなく、他の支店にしたいのですができますか。

他の支店でのお取引をご希望されるお客様は、別途お手続きが必要となります。恐れ入りますが、「中央支店」または「ご希望の支店」へお申し出ください。なお、他の支店でのお取引の場合、お客様の口座番号は変更させていただくこととなりますのでご了承ください。

Q17. 現金自動サービスコーナー（ATM）でキャッシュカード・通帳を取扱いする場合に何か注意することがありますか。

お取引時にキャッシュカードと通帳を同時に使用しますと、お取引ができない場合がございます。その際には、①まずキャッシュカードのみを使用してお取引ください。

②そのあとで通帳を記帳してください。

※①、②の順序でお取引を行っていただくことにより、次回よりキャッシュカードと通帳を同時にご使用いただけます。

※本件につきまして、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく下記までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

しずおか焼津信用金庫	中央支店	TEL (054) 628-3151
		焼津市本町 4-10-28
	まるせい営業部	TEL (054) 628-8171
		焼津市栄町 3-5-14